

長野県職業能力開発審議会条例(抄)

(設置)

第1条 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第91条第1項の規定による職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関として、長野県職業能力開発審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 関係労働者を代表する者
- (2) 関係事業主を代表する者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員

3 前項第1号及び第2号に掲げる者のうちから任命する委員の数は、同数とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、学識経験者のうちから任命された委員のうちから委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(幹事)

第6条 審議会に必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、知事が定める。